

平成30年10月実施の生活保護における学習支援費の運用について

別添1

- 生活保護における学習支援費については、これまでの学習参考書の購入(※1)やクラブ活動費用(※2)として毎月定額で金銭給付していたものを、平成30年10月からクラブ活動費用の実費支給による給付として見直すこととしている。

	見直し前 (H30.9月以前) 【金銭給付 (月額)】	見直し後 (H30.10月以降) 【実費支給 (年額)】
小学校	2,630円 (年間の支給総額31,560円)	15,700円以内
中学校	4,450円 (年間の支給総額53,400円)	58,700円以内
高校	5,150円 (年間の支給総額61,800円)	83,000円以内

※1 学習参考書の購入費用については、H30.10月以降、児童養育加算において対応する。

※2 ここでいうクラブ活動とは、主に学校教育活動として実施される小学校におけるクラブ活動や、中学校・高校における部活動である。

クラブ活動の範囲

- クラブ活動については、それぞれの地域や学校によって活動の差が見られることを踏まえ、学校で実施するクラブ活動だけに限定はせず、以下の要件①から③までのすべてを満たす活動についても支給対象として認める。

- ①地域住民や生徒等の保護者が密接に関わって行われる活動又はボランティアの一環として行われる活動であること
- ②当該活動に係る実費相当分のみを徴収する活動であること
- ③営利を目的として運営される活動ではないこと

対象費用の範囲

- ①クラブ活動にかかる道具類等の物品の購入費用、②部費、③クラブ活動に伴う交通費、④大会参加費用(参加費、交通費及び宿泊費を含む。)、⑤合宿費用(交通費及び宿泊費を含む。) など

支給手続

事前給付(あらかじめクラブ活動に要する費用が確認できる場合)

- クラブ活動に要する費用が確認できる資料(※)によって事前給付を行い、交通費や部費など領収書・レシートの取得が比較的困難な場合は、給付後の用途の確認(領収書・レシートの提出)は不要とすることを認める。
- ※ 学校からのお知らせ(クラブ活動に必要な購入品目のリスト、チラシ)やカタログ・パンフレットの提示及び交通ルートの申し出等
- この支給に当たっては、クラブ活動への参加状況等の確認のため、必要に応じて、福祉事務所と学校・教育委員会等との連携が円滑に図られるよう、厚生労働省から文部科学省に対して協力依頼の通知を発出する。

事後給付(事前に必要額の把握が困難である場合)

- 領収書・レシートによる事後給付とすることも認めるが、交通費や部費など領収書・レシートの取得が比較的困難な場合は、被保護者からの申し出のみによって支給することを認める。

クラブ活動の加入の確認

- また、クラブ活動の加入の確認に当たっては、書面を求めることは不要とし、被保護者からの申し出のみで支給を認める。

特別基準の設定

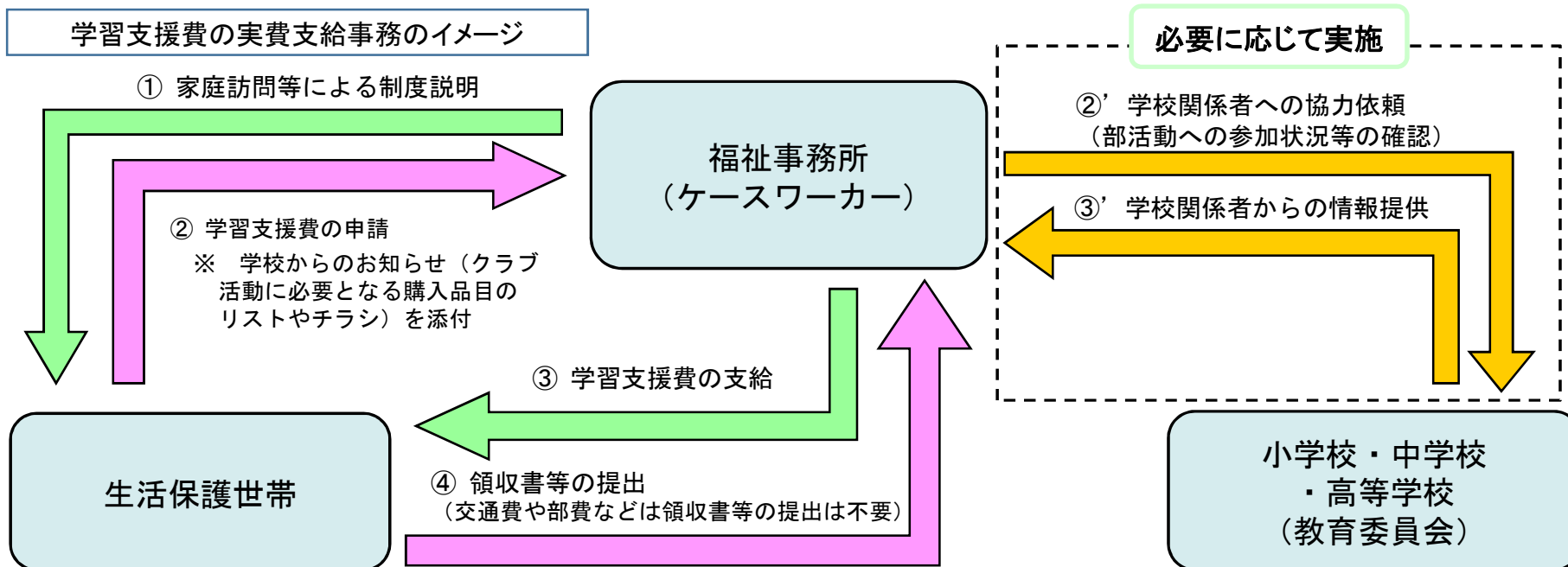
- 合宿及び大会等への参加にかかる交通費及び宿泊費が必要となる場合は、年間上限額に1.3倍を乗じて得た額の特別基準の設定を認める。

(小学校)年額上限額15,700円以内－1.3倍→20,400円以内 (中学校)年額上限額58,700円以内－1.3倍→76,300円以内
(高校)年額上限額83,000円以内－1.3倍→107,900円以内

周知方法

- 生活保護受給世帯に対して学習支援費の見直し内容がわかりやすく説明できるよう、国において見直し概要のリーフレットの例とクラブ活動費用を申請するための申出様式の例を作成し、これらのリーフレットなどを参考に福祉事務所から生活保護受給世帯に対して制度周知の徹底を図る。
- 学習支援費の申請が漏れなく行われるよう配慮するため、福祉事務所に対して、日頃のケースワークにおいて生活保護受給世帯の子どものクラブ活動の取組状況を把握するよう努めるとともに、クラブ活動に必要な費用が生じる場合は、できる限り事前に相談するように被保護者に助言指導を行うよう、通知を発出し、併せて全国会議において周知徹底する。

学習支援費の実費支給事務のイメージ



※ 施行後、個別具体事例を収集しながら、具体的な活動事例や対象費用等について適宜Q&Aを示していく予定。